

## 平成27年度保育所(園)の新規入所者を受け付けます

平成27年4月以降に、保育所(園)へ入所を希望する児童の申込を受け付けます。継続入所の方には、後日、各保育所(園)を通じて認定請求の関係書類を配布します。入所(園)できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居、または長期入院等している  
親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む。)
- ⑦ 就学
- ⑧ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

※入所(園)希望児童が定員を上回る場合は、入所(園)できないことがあります。

受付期間 12月1日(月)～16日(火)

申込用紙の配布場所

福祉課社会福祉班、町内各保育所(園)、健康づくりセンター「プラム」  
提出場所 福祉課社会福祉班、町内各保育所(園)

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎(84)1257

## 平成27年度児童クラブ加入申込

町では、小学校1年生から3年生までを対象に、授業終了後や長期休業中、保護者が労働・疾病・看護などにより家庭で児童の保護が困難な場合に、放課後児童クラブで児童の保育等を行っています。

平成27年4月からの加入申込を受け付けますので、希望する方は、児童クラブ加入申込書等を提出してください。

加入条件や提出書類など詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、教育課へお問い合わせください。

申込書受付 12月16日(火)・19日(金)  
午前9時～午後7時  
提出場所 町民会館会議室B

◆問い合わせ  
教育課総務班  
☎84-4116

## 子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援新制度は、子育てをめぐる課題の解決を目指して平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年4月からの本格実施が予定されています。

### ①制度の取り組み

・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化など制度の改善を図ることとされています。

・保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

市町村は、地域のニーズを踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、地域型保育事業(※)を組み合わせることで計画的に整備することとされています。

(※)地域型保育事業：主に3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

・地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、「利用者支援」など新たな事業の創設や「放課後児童クラブ」、「一時預かり」など、既にある事業の充実を図ることとされています。

### ②保育所の入所手続き

新制度では、保育の必要性の有無や必要量等の認定(支給認定)を受けていただく必要があります。

申請をいただいた方には、町が認定内容を記載した「認定証」を発行します。新規に入所希望の方は、入所と支給認定が同時に申請できます。継続入所を希望の方は、支給認定申請について後日通知します。

### ③既存の保育所や幼稚園

既存の保育所と幼稚園は、従来どおり保育所や幼稚園として継続する場合もあれば、将来的に認定こども園に移行する場合があります。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257